和歌山県

岩出市

市町村コード
３０２０９１

令和６年度

市民税
県民税
森林環境税

特別徴収関係書類

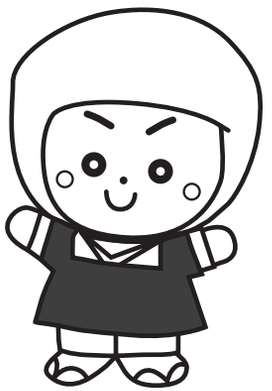

岩出市イメージキャラクター
そうへぃちゃん

岩出市役所

総務部 税務課 市民税係（特別徴収担当）

〒649－6292
和歌山県岩出市西野209番地
TEL 0736－**62－2141**㈹
FAX 0736－**63－0075**
https://www.city.iwade.lg.jp/

令和６年５月

特別徴収義務者 様

岩出市長　中 芝 正 幸

和歌山県岩出市長之印

平素は、本市税務行政に格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和６年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額を別紙税額のとおり決定いたしましたので、次の事項を参照のうえ、なお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、本書における特別徴収に関する記載事項は、給与所得等に係るものです。

◎お届けした書類

１．令和６年度市民税･県民税･森林環境税特別徴収関係書類（本書）

２．令和６年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）

３．令和６年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書　（納税義務者用）

４．納入書綴（必要な特別徴収義務者のみ）

目　　次

◎市民税・県民税・森林環境税の課税について ・・・・・・・・ 1
　１．課税される人
　２．課税されない人
　３．特別徴収と普通徴収
◎特別徴収について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　１．特別徴収する範囲
　２．特別徴収義務者の指定
　３．特別徴収税額の通知
　４．特別徴収税額の変更
◎特別徴収税額の納入について ・・・・・・・・・・・・・・・ 2
　１．特別徴収税額の納税義務者からの徴収
　２．特別徴収税額の納入
　３．市民税・県民税の定額減税、徴収方法について ・・・・ 3
　４．納期の特例について
◎納税義務者の異動（退職・転勤・就職）の届出 ・・・・・・・ 4
　１．給与所得者異動届出書の提出
　２．退職
　３．転勤
　４.一括徴収
　５．就職
◎退職所得の分離課税に係る市民税・県民税の特別徴収について 5
　１．納税義務者
　２．退職所得に係る市民税・県民税の計算方法
　３．退職所得に係る市民税・県民税の納入について
　４．退職所得の明細書の提出について
◎税額通知書等に記載された事項について不服があるとき ・・・ 6
◎個人住民税の特別徴収義務者（事業者）の皆さまへ ・・・・・ 6
◎市民税・県民税・森林環境税の算出方法 ・・・・・・・・・・ 7
◎所得控除一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
◎令和６年度からの主な変更点について ・・・・・・・・・・・ 9
◎法人番号・個人番号の記載について ・・・・・・・・・・・・ 9
◎外国人の方が退職し出国される場合について ・・・・・・・・ 10
◎地方税共通納税システムによる電子納入 ・・・・・・・・・・ 10
◎給与支払報告書の提出について・・・・・・・・・・・・・・・ 10
◎特別徴収納入書訂正（金額変更）について ・・・・・・・・・ 11
◎納入場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
◎給与所得者異動届出書の記載のしかた ・・・・・・・・・・・ 13
◎記載注意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14～15
◎特別徴収切替届出（依頼）書の記載のしかた ・・・・・・・・ 16
◎各種届出用紙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17 以降
　・給与所得者異動届出書
　・特別徴収切替届出（依頼）書
　・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
　・退職所得の明細書
　・給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

◎市民税･県民税･森林環境税の課税について

1．課税される人（納税義務者）

（その年の１月１日現在で）	森林環境税（国税）	均等割	所得割	紀の国森づくり税（県民税）
岩出市に住所がある人	○	○	○	○
岩出市に住所はないが、事務所や家屋敷などがある人	×	○	×	○

※均等割：一定以上の所得のある人に広く均等に負担（定額）
※所得割：課税所得金額に応じた税額を負担

2．課税されない人

森林環境税・均等割・所得割・紀の国森づくり税のいずれも課税されない人	①生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ②障害者、未成年者（※）、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人 ※民法の成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、賦課期日（その年の１月１日）現在で18歳未満の人が未成年者となります。
森林環境税・均等割・紀の国森づくり税のいずれも課税されない人	前年中の合計所得金額が、次による額以下の人 ・扶養親族等のない人⇒38万円 ・扶養親族等のある人⇒ 28万円×（扶養親族等の数＋１）＋26万８千円 ◇特別控除前の合計所得金額で判定します。
所得割が課税されない人	前年中の総所得金額等の合計が、次による額以下の人 ・扶養親族等のない人⇒45万円 ・扶養親族等のある人⇒ 35万円×（扶養親族等の数＋１）＋42万円

（注）表中の扶養親族等とは、同一生計配偶者及び扶養親族（16歳未満の扶養親族も含みます。）をいいます。

3．特別徴収と普通徴収

(1) 特別徴収

特別徴収とは、給与支払者（源泉徴収義務者）が、給与の支払いを受ける人（納税義務者）から毎月、市民税・県民税・森林環境税を徴収し取りまとめて納入する制度で、その給与支払者を特別徴収義務者といいます。

なお、源泉徴収義務者は地方税法第321条４及び岩出市税条例第45条の規定により特別徴収をしなくてはなりません。

(2) 普通徴収

普通徴収とは、岩出市から直接納税義務者に納税通知書及び納付書を送付し、納税義務者が自分で納付する制度です。

特別徴収により徴収する税額は、原則として給与所得と給与所得以外の所得に対する所得割額、均等割額及び森林環境税額の合計額ですが、給与所得以外の所得がある人については、申告等により給与所得以外の所得に対する所得割額を普通徴収にする方法があります。

◎特別徴収について

1．特別徴収する範囲

令和５年中に給与所得があり、かつ令和６年４月１日現在において給与の支払いを受けている人に対しては、特別徴収の方法により、市民税･県民税・森林環境税を令和６年６月から令和７年５月まで（計12回）毎月給与の支払いをする際に徴収することになっています。

※定額減税（特別控除）対象者については、令和６年６月に給与の支払をする際は特別徴収を行わず、特別控除の額を控除した後の市民税・県民税・森林環境税の額を令和６年７月から令和７年５月までの11回で均した額を、それぞれの給与の支払をする際に徴収することになります。詳しくは、P.３をご覧ください。

2．特別徴収義務者の指定

特別徴収の方法により徴収されることとなる給与所得者に対し、令和６年４月１日現在給与の支払いをしている所得税法第183条第１項の源泉徴収義務者を地方税法第321条の４及び岩出市税条例第45条の規定によって、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者として指定します。

３．特別徴収税額の通知

特別徴収の方法により徴収することとなった場合は、令和６年６月１日までに特別徴収義務者に「特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」と「特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」をお送りしますが、内容は次のとおりです。

⑴　特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）

特別徴収義務者を指定するとともに各納税義務者から徴収し、納入していただく市民税・県民税・森林環境税の合計額と、各納税義務者ごとの特別徴収税額の通知です。

⑵　特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）

この通知書は納税義務者に特別徴収税額を通知するためのものですから、それぞれ本人にお渡しください。

４．特別徴収税額の変更

特別徴収税額に誤りがあることがわかった場合やその他これを変更する必要が生じた場合は、「特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）」と「特別徴収税額の変更通知書（納税義務者用）」により通知しますので、月割額の徴収はこの通知書に記載されている額により徴収していただくことになります。なお、納入書につきましては申出がない限り再発行はいたしませんので、当初送付したものに金額の訂正をして使用してください。（記入のしかた P.11）

◎特別徴収税額の納入について

１．特別徴収税額の納税義務者からの徴収

特別徴収していただく税額は、特別徴収税額の通知書に納税義務者別に記載されている月割額を、令和６年６月から令和７年５月まで（計12回）（定額減税対象の方は、令和６年７月から令和７年５月まで（計11回））毎月納税義務者の方に給与を支払われる際に徴収していただくことになっています。

２．特別徴収税額の納入

⑴　納入期限

・納入期限は月割額を徴収した月の翌月の10日です。（10日が土日祝日の場合は、土日祝日明けになります。）

・納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額に年14.6%（納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合
（平成26年１月１日から令和２年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）による改正前の租税特別措置法第93条第２項の規定により告示された割合に年１%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年１%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。令和３年１月１日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第２項に規定する平均貸付割合に年１%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

・納期限までに税金を完納しない場合には督促状を発し、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに督促に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

・督促状を発した場合には、1通につき100円の督促手数料が徴収されます。

⑵　納入の方法

・各納税義務者の月割額の合計額を別添納入書綴の納入金額⑴欄に印字してありますので、税額に変更がなければこれにより納入してください。

・税額に変更がある場合は変更後の金額を納入金額⑵欄の給与分欄に手書きにより記入し、納入金額⑴欄の印字された金額を横線で抹消してください。（記入のしかたP.11）

・誤って記入された場合は末尾２枚の予備用紙をご使用ください。

・納税義務者が年度の途中で岩出市から他の市区町村へ転出されても、令和７年５月分までは引き続き岩出市へ納入してください。

・地方税共通納税システムによる電子納入が可能です。（P.10）

３．市民税・県民税の定額減税・徴収方法について

令和６年度税制改正により、賃金上昇が物価高においついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和６年度市民税・県民税の定額減税を実施します。

・定額減税対象者

令和６年度市民税・県民税に係る合計所得金額が１，８０５万円以下の者（給与収入のみの場合、給与収入２，０００万円超に相当する高額所得者については対象外とする。）

※ただし、以下に該当する者は対象外

・市民税・県民税が非課税の者

・市民税・県民税均等割（以下、均等割）・森林環境税（国税）のみ課税の者（岩出市の場合、市民税・県民税・森林環境税の年税額が、５，５００円の者については対象外とする。）

・定額減税額（特別控除）

納税者本人の特別控除の額は、次の金額の合計額です。ただし、その金額が市民税・県民税の所得割を超える場合は、所得割の額を限度とします。

① 納税者本人…１万円

② 控除対象配偶者または扶養親族（国外移住者は除く）…１人につき１万円

・特別控除の実施方法

令和６年６月分の給与天引きは行わず、特別控除「後」の税額を１１分割し、令和６年７月分から令和７年５月分まで給与天引きを行います。

（注）合計所得金額が１，８０５万円超の者や、均等割・森林環境税（国税）のみの課税者など、定額減税が適用されない者については、通常どおり、令和６年６月分から令和７年５月分まで毎月給与天引きを行います。

定額減税の実施イメージ

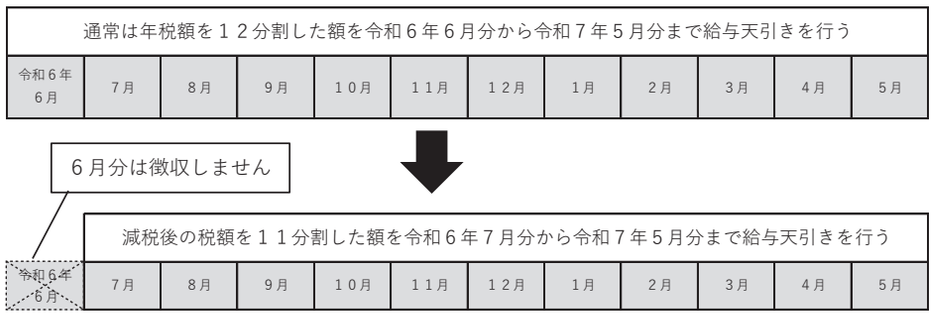

4．納期の特例について

⑴　納税義務者が常時10人未満である場合の納入については、７月１日までに「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出し、承認を受けることにより、特別徴収税額の６月分から11月分を12月10日まで、12月分から翌年５月分を６月10日までの年2回に分けて納入することができます。（申請書 P.17以降）

⑵　申請書の提出が遅れ、例えば８月に承認された場合、８月分から11月分を12月10日までに納入していただくことになりますが、６・７月分の納期については、それぞれの翌月10日のまま変わりませんのでご注意ください。

◎納税義務者の異動（退職・転勤・就職）の届出

1．給与所得者異動届出書の提出

異動届出書は退職、転勤などの事由が発生した月の翌月の10日までに必ずご提出ください。税額のかかっていない非課税の納税義務者につきましても異動届出書は提出してください。

なお、この届出が遅れますと、退職又は転勤された納税義務者が一度に税額を納めなければならなくなり負担が大きくなります。

また、特別徴収義務者につきましても退職又は転勤した納税義務者の翌月以降分が未納となり、督促状などでご迷惑をおかけすることもありますので、この届出書は速やかに提出してくださいますよう特にお願いします。（記入のしかた　P.13 ～ P.15）（届出用紙 P.17 以降）

2．退職

退職、死亡及び休職などにより給与の支払いを受けなくなった納税義務者については、異動届出書を提出していただくことによりその事由が発生した月分までの月割額を納入していただき、徴収できなくなった月割額（未徴収分）は普通徴収（直接本人が納める）に切り替わります。特別徴収義務者は給与の支払いを受けなくなった納税義務者に普通徴収により岩出市から納付書が届くことを連絡しておいてください。

なお、退職した場合でも、新しい勤務先がわかっている納税義務者については、新たな給与の支払いをする者を特別徴収義務者と指定し、徴収できなくなった月割額を特別徴収の方法で徴収していただくことになります。

3．転勤

転勤により給与の支払いを受けなくなった納税義務者については、徴収できなくなった月割額（未徴収分）は、転勤先で徴収していただくことになりますので、転勤先へ次回からの月割額を徴収していただくよう必ず連絡願います。

4．一括徴収

特別徴収の方法で市民税・県民税・森林環境税を給与から徴収していた納税義務者が退職などで給与の支払いを受けなくなった場合、徴収できなくなった５月分までの月割額の合計（残税額）を超える最終の給与や退職金が翌年５月 31 日までに支払われるときに限り、次の①又は②に該当する場合には、納税義務者の便宜を考え、その最終の給与や退職金を支払う際、特別徴収義務者において残税額を一度にまとめて徴収（一括徴収）し、特別徴収の方法により納めていただくようお願いします。

①　退職の日が令和６年６月１日から令和６年 12 月 31 日までの間で、納税義務者本人から一括徴収の申出があった場合には残税額をまとめて徴収していただきます。

②　退職の日が令和７年１月１日から令和７年４月 30 日までの間の場合は、本人から一括徴収の申出がなくても必ず残税額をまとめて徴収していただきます。（地方税法第 321 条の５第２項）

5．就職

普通徴収の納税義務者が年度の途中で就職した場合は、「特別徴収切替届出（依頼）書」を提出していただくことにより、普通徴収から特別徴収に切り替えることができます。その際、二重納付を避けるために納税義務者から普通徴収の納付書を回収（領収書は本人に返してください）し、納付済額を確認後必ず納付済税額欄に期別と金額を記入してください。なお、回収した納付書は処分していただくか、「特別徴収切替届出（依頼）書」と一緒に提出してください。ただし、普通徴収の納期限が過ぎているものについては、特別徴収に切り替えることができません。（記入のしかた P.16）（届出（依頼）用紙 P.17 以降）

● eLTAX による電子申告

eLTAX を利用することにより、給与所得者異動届、特別徴収切替（依頼）届等の特別徴収関連の手続きをインターネットを通じて行うことができます。

詳しくは、eLTAX ホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp）をご覧ください。

eLTAX 地方税ポータルシステム　検索

◎退職所得の分離課税に係る市民税・県民税の特別徴収について

退職所得に係る個人の市民税・県民税の課税については他の所得と区分して所得税と同様に退職手当等が支払われる際に特別徴収されることになっています。

1．納税義務者

退職手当等の支払を受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の１月１日現在岩出市内に住所を有し、退職所得等の支払いを受ける人です。（ただし、退職手当等の収入金額が退職所得控除額より少ない人は課税されません）

なお、死亡により支払われる退職手当等は相続税の課税対象となるため市民税・県民税は課税されません。

2．退職所得に係る市民税・県民税の計算方法

退職所得の金額は、次の算式によって計算します。

退職所得の金額＝（退職手当支給額－退職所得控除額）× 1/2

（1,000 円未満の端数切捨て）

（注）　平成 24 年度税制改正により、勤続年数が５年以下の法人役員等の場合は、退職所得控除を控除した残額の 1/2 とする措置が廃止され、令和３年度税制改正により、勤続年数５年以下の法人役員等以外についても、退職所得控除を控除した残額のうち 300 万円を超える部分について 1/2 とする措置が廃止されています（令和４年１月１日以後に支払いを受けるべき退職手当等から）。

⑴　退職所得控除額の計算

勤続年数	退　職　所　得　控　除　額	
20 年以下	40 万円×勤続年数 （最低 80 万円）	障害者に該当することとなったことにより退職された場合は左記の金額に100万円を加算します
20 年超	800 万円＋ 70 万円× （勤続年数−20 年）	

※勤続年数に１年未満の端数がある場合は切上げます。

⑵　所得割額の計算

税額は、退職所得金額に税率（市民税６％・県民税４％）を乗じて計算します。

退職所得の金額	×	税　率		=	特別徴収すべき税額	
		市民税	県民税		市民税額	県民税額
		６％	４％			

（注）特別徴収すべき税額（市民税額、県民税額）に、100円未満の端数がある場合は、それぞれ100円未満の端数を切捨てる（特別徴収すべき税額は100円単位）。

【計算例】

（勤続年数 25 年・退職手当支払金額 14,223,632 円の場合）

１　退職所得控除額の計算

8,000,000 円＋ 700,000 円×（25 年－ 20 年）＝ 11,500,000 円

２　退職所得の金額

（14,223,632 円－ 11,500,000 円）× 1/2

＝ 2,723,632 円× 1/2 ＝ 1,361,816 円→ 1,361,000 円

（千円未満切捨て）

３　退職所得に係る所得割額

◆市民税：1,361,000 円× 6 % ＝ 81,660 円→ 81,600 円

（百円未満切捨て）

◆県民税：1,361,000 円× 4 % ＝ 54,440 円→ 54,400 円

（百円未満切捨て）

特別徴収税額

81,600 円（市民税）＋ 54,400 円（県民税）＝ 136,000 円

3．退職所得に係る市民税・県民税の納入について

退職手当等に係る市民税・県民税の所得割は、給与所得等に係る特別徴収税額とあわせて同一納入書で、徴収した月の翌月の 10 日までに納めてください。

なお、納入書の記載にあたっては、税額欄の退職の欄に納入税額を必ず記入するほか、裏面の納入申告書に所要事項をご記入ください。

（記入のしかた P.11）

4．退職所得の明細書の提出について

退職所得に係る特別徴収税額を納入の際には、末尾に添付してあります用紙にご記入のうえ、提出くださいますようよろしくお願いします。

◎税額通知書等に記載された事項について不服があるとき

お送りした税額通知書に記載された事項に不服がある場合は、これらの通知書等を受け取った日の翌日から起算して３ヶ月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の通達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から３ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

◎個人住民税の特別徴収義務者（事業者）の皆さまへ

１　個人番号の利用目的について

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）の規定に基づき、個人情報取扱事業者は、特定個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、かつそれを本人に通知又は公表しなければならず、また、当該事業者が特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱うことはできないこととされています。

したがって、「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」により提供を受けた個人番号の利用に当たっては、例えば、その利用目的を「給与支払報告書作成事務」や「源泉徴収票作成事務」等、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）に基づく関係事務の範囲で特定し、かつそれを本人に通知又は公表していることが必要であるとともに、その利用目的の達成に必要な範囲に限って利用する必要があります。

なお、利用目的を特定個人情報の取得経路ごとに特定（例えば、「本人から取得した特定個人情報は源泉徴収票作成事務」等）し、本人に通知又は公表している場合においては、別途、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）により取得した個人番号の利用目的を特定し、本人に通知又は公表する必要があります。また、個人情報保護法第 20 条及び第 21 条並びに番号法第 12 条により、特別徴収義務者は個人番号の取扱いについて、漏えい防止などの必要な安全管理措置を講ずる必要がありますので御留意ください。

２　特別徴収義務者の個人番号の収集について

個人番号の収集ができていない従業員等については、引き続き個人番号の収集に努めるようお願いいたします。

※番号法第６条

個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

※　特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）へのマイナンバーの記載の一部見直しについて

地方税法施行規則の見直しにより、当面の間、書面による特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）には、マイナンバーを記載しないこととなりました。

特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）を電子的（eLTAX 等）に送付する場合にのみ、マイナンバーを記載します。

◎市民税・県民税・森林環境税の算出方法

・令和６年度の市民税・県民税は前年中（令和５年分）の所得金額を基礎として、次の計算式により求めたものです。

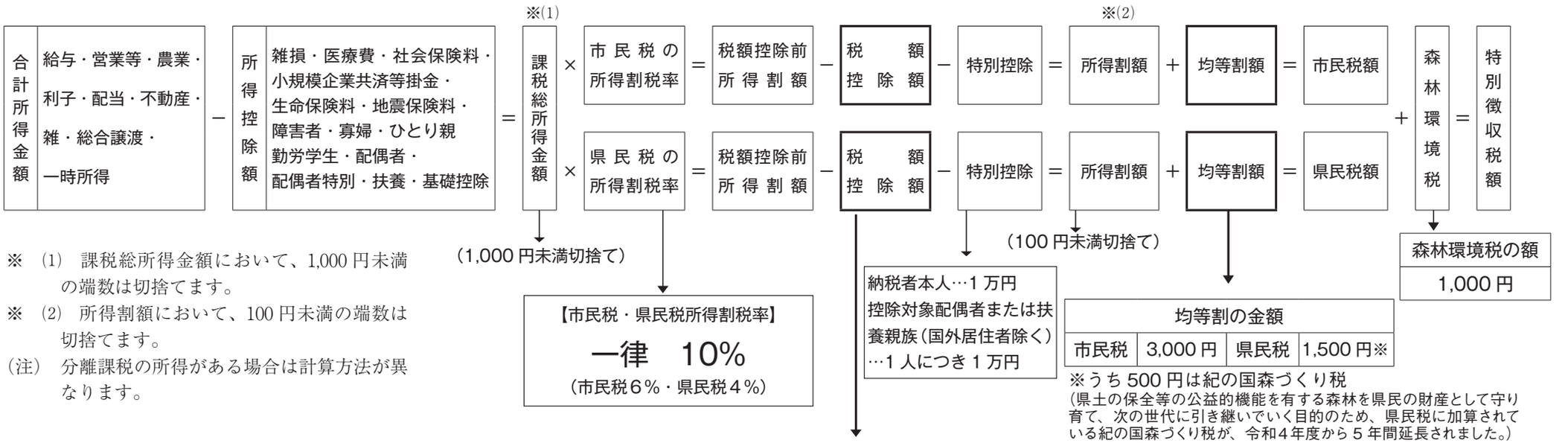

※ (1) 課税総所得金額において、1,000円未満の端数は切捨てます。

※ (2) 所得割額において、100円未満の端数は切捨てます。

(注) 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

※うち500円は紀の国森づくり税
（県土の保全等の公益的機能を有する森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいく目的のため、県民税に加算されている紀の国森づくり税が、令和４年度から５年間延長されました。）

○調整控除

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

合計課税所得金額が200万円以下の者

次の①と②のいずれか少ない額の５%（市民税３%、県民税２%）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超の者

①の金額から②の金額を控除した金額（５万円を下回る場合は５万円）の５%（市民税３%、県民税２%）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額
基礎控除		5万円
障害者控除	普通	1万円
	特別	10万円
	同居特別	22万円
寡婦控除		1万円
ひとり親控除	父	1万円
	母	5万円
勤労学生控除		1万円

控除の種類		金額		
納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	老人	10万円	6万円	3万円
特別控除 配偶者	48万円超50万円未満	5万円	4万円	2万円
	50万円以上55万円未満	3万円	2万円	1万円
扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
	特定	18万円	同居老親等	13万円

○寄附金税額控除

寄附先	控除内容
・住所地の都道府県共同募金会、日本赤十字社支部 ・住所地の県市の条例で定めるもの ・ふるさと納税の指定対象外の都道府県、市区町村（令和元年6月1日以降に寄附した場合）	（寄附金額－２千円）× 10%（市6%・県4%） ※控除対象限度額＝総所得金額等の30%
都道府県・市区町村（ふるさと納税制度）	次の①＋② ①（寄附金額－２千円）× 10%（市6%・県4%） ②（寄附金額−2千円）×（90%−寄附者の所得税の限界税率×1.021） ※②の限度額＝市県民税の所得割額の20% ※控除対象限度額＝総所得金額等の30%

○配当控除

種類＼課税総所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

○配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	３／５	２／５

※所得割額より控除することができなかった場合（控除不足額）は、還付充当されます。

○住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

・対象者

確定申告や年末調整で所得税から住宅ローン控除を控除しきれなかった人で、新築等の住宅に平成21年1月1日から令和7年12月31日の期間に入居された人

・控除額　次の①②のうち、いずれか少ない金額

①所得税が課税される所得金額の5%（最高97,500円）

ただし、平成26年4月1日から令和3年12月31日までに居住を開始し、住宅等を購入や建築した時の消費税率が８%又は10%の場合、令和４年中の居住で特例の延長等に該当する場合は7%（最高136,500円）

②所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった金額

区分	市民税	県民税
住宅借入金等特別税額控除額	３／５	２／５

◎所得控除一覧表

控除の種類	控除額
雑損控除	次のいずれか多い方の金額 ・（損失金額－保険金などで補てんされる金額）－（総所得金額等の合計額×10%） ・災害関連支出の金額－50,000円
医療費控除 （最高200万円）	（支払った医療費 － 保険金などで補てんされる金額）－（総所得金額等の5%又は10万円とのいずれか少ない方の金額）
医療費控除の特例 （セルフメディケーション税制） （最高88,000円）	対象医薬品の購入費用－保険金などで補てんされる金額－12,000円
社会保険料控除	令和５年中に支払った国民健康保険税（料）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、雇用保険料、その他の健康保険料、国民年金や厚生年金の掛金の合計額
小規模企業共済等掛金控除	令和５年中に小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金の合計額
生命保険料控除 （最高70,000円）	一般の生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料の各控除額の合計額 ※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ下の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円） 1. 令和５年中に支払った保険料（新契約） ・12,000円以下……支払った保険料の全額 ・12,001円～32,000円……支払金額×1/2＋6,000円 ・32,001円～56,000円……支払金額×1/4＋14,000円 ・56,001円以上……28,000円 2. 令和５年中に支払った保険料（旧契約） ・15,000円以下……支払った保険料の全額 ・15,001円～40,000円……支払金額×1/2＋7,500円 ・40,001円～70,000円……支払金額×1/4＋17,500円 ・70,001円以上……35,000円
地震保険料控除 （最高25,000円）	地震保険料と旧長期損害保険料の各控除額の合計額 （※ただし、地震保険、旧長期の両方がある場合の限度額は25,000円） 1. 令和５年中に支払った地震保険料 ・50,000円以下……支払金額×1/2 ・50,001円以上……25,000円 2. 令和５年中に支払った旧長期損害保険料 （満期返戻金があり、保険期間が10年以上のもの） ・5,000円以下……支払った保険料の全額 ・5,001円～15,000円……支払金額×1/2＋2,500円 ・15,001円以上……10,000円

控除の種類	控除額			
障害者控除	本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者の場合			260,000円
	ただし、特別障害者（身体障害者手帳１・２級、精神障害者保健福祉手帳１級、療育手帳A等）の場合			300,000円
	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかと同居を常としている場合			530,000円
ひとり親控除	現に婚姻していない人又は配偶者が生死不明の人で次の①～③のいずれにも該当する人 ①令和５年中の合計所得金額が500万円以下であること ②令和５年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子（※）がいること ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がない人			300,000円
寡婦控除	「ひとり親」に当てはまらない人で、次の①～③のいずれにも該当する人 ①令和５年中の合計所得金額が500万円以下であること ②以下のいずれかに該当すること ・夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫が生死不明の人 ・夫と離婚した後婚姻をしていない人で、扶養親族を有する人 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がない人			260,000円
勤労学生控除	本人が勤労学生である場合（ただし、令和５年中の合計所得金額が75万円以下で、給与所得等以外の所得金額が10万円以下であること）			260,000円
配偶者控除 （合計所得金額48万円以下の生計を一にする配偶者）	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	一般	33万円	22万円	11万円
	老人 （昭和29年1月1日以前に生まれた人）	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除 （生計を一にする配偶者）	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	配偶者の所得金額	控除額		
	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円
扶養控除	生計を一にする親族のうち令和５年中の合計所得が48万円以下の人（配偶者・事業専従者を除く）			
	・一般の扶養（昭和29年１月２日以降平成13年１月１日生まれ及び平成17年１月２日以降平成20年１月１日生まれまで）			330,000円
	・特定扶養（平成13年１月２日以降平成17年１月１日以前生まれまで）			450,000円
	・老人扶養			
	同居老親等（昭和29年１月１日以前生まれ）			450,000円
	同居老親等以外（昭和29年１月１日以前生まれ）			380,000円
基礎控除	令和５年中の合計所得金額			控除額
	2,400万円以下			43万円
	2,400万円超2,450万円以下			29万円
	2,450万円超2,500万円以下			15万円
	2,500万円超			適用なし

※生計を一にする子のうち、他の納税義務者の同一生計配偶者や扶養親族とされている人は除きます。

◎令和６年度からの主な変更点について

■森林環境税(国税)が導入されます

○森林環境税とは

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため、令和6年度から、国内に住所を有する個人に対して課税される国税です。

その税収は全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与されます。

○森林環境税の年税額

一人年額1,000円を市民税・県民税均等割に併せて負担いただきます。

（例）均等割のみ課税となる方

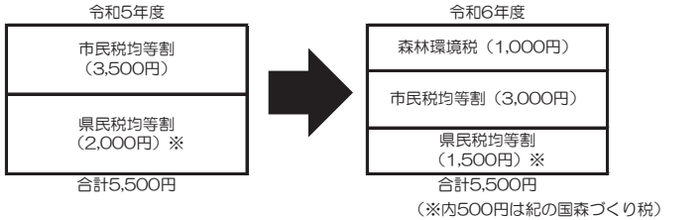

市県民税の均等割は、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から10年間にわたり臨時的に年額1,000円(市500円、県500円)が加算されていましたが、この臨時的措置が終了し、令和6年度から新たに森林環境税が導入されます。

森林環境税についての詳細は、総務省及び林野庁のホームページをご覧ください。

■上場株式等の配当所得等における課税方式の選択の廃止

令和4年度の税制改正により、令和6年度(令和5年分の所得)の申告から、上場株式等の配当所得等における市民税・県民税の課税方式について、市民税・県民税と所得税で一致させることとなり、異なる課税方式を選択することができなくなります。

■国外居住親族に係る扶養控除の見直し

扶養控除等の対象となる国外居住親族の要件が厳格化され、原則として年齢が30歳以上70歳未満の国外居住親族は、以下のいずれかに該当する場合に扶養控除の対象になります。

・留学により非居住者になった人　　・障害者

・扶養控除等を申告する納税義務者から、その年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人

■市民税・県民税の定額減税（特別控除（令和6年度に限る））

デフレ脱却のための一時的な措置として、定額による所得割額の特別控除を次のとおり実施します。ただし、本人の合計所得金額が1,805万円以下に限ります。

・本人、控除対象配偶者又は扶養親族１人につき１万円

詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。

◎法人番号・個人番号の記載について

◆平成 28 年１月１日から社会保障・税番号制度が始まりました。
法人・個人番号の記載について下の表をご参考ください。

申請書等名称	記載対象者	記載開始時期
特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	特別徴収義務者（個人事業主の場合は記載不要）	平成 28 年１月１日以降
退職所得の納入申告書	特別徴収義務者（※）	平成 28 年１月１日以降
特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書	特別徴収義務者（個人事業主の場合は記載不要）	平成 28 年１月１日以降
給与支払報告書	給与支払者、納税義務者、扶養控除対象親族等	平成 29 年度（平成 28 年支払分）の提出から
給与所得者異動届出書	特別徴収義務者 納税義務者	平成 29 年１月１日以降に給与の支払を受けなくなった者に係る届出から
特別徴収切替届出（依頼）書	特別徴収義務者（個人事業主の場合は記載不要）	平成 29 年度分の住民税に係る届出から

※個人事業主の場合は、納入書裏面の納入申告書には個人番号を記載せずに、別途市役所まで郵送等により提出してください。提出いただく様式については、岩出市ウェブサイトからダウンロード又は納入申告書を複写してください。

◎外国人の方が退職し出国される場合について

納税管理人の届出と市民税・県民税・森林環境税の納税にご協力ください。

納税管理人とは、納税義務者から納税に関する手続（書類の受け取り、納税、還付金の受領など）を委任された方をいい、法人等の事業所を指定することもできます。
納税義務者が出国などの理由により納税等ができなくなる場合は、納税管理人の届出をお願いします。
（届出書等については、税務課市民税係へお問い合わせください）

1．出国される方が特別徴収の場合

本冊子の「給与所得者異動届出書」により退職の届出をしてください。また、出国後の市民税・県民税・森林環境税の納税が困難となるため、出国される１か月前までに、次のとおりご協力をお願いします。

退職・出国時期	対　応
本年の ６月～12月までの間	未徴収税額は、最終の給与から一括徴収してください。 一括徴収できない場合は、納税管理人の届出をお願いします。 出国前に未徴収税額を預かっていただき、納税管理人に送付する納付書で納めてください。
翌年の １月～５月までの間	①この期間の未徴収税額は、最終の給与から一括徴収してください。 ②１月１日に住民票が岩出市にある方は、帰国されても、翌年度の市民税・県民税・森林環境税が課税される場合がありますので、納税管理人の届出をお願いします。

2．出国される方が普通徴収の場合

１月～６月までの間に出国される場合は、帰国されても、翌年度の市民税・県民税・森林環境税が課税される場合がありますので、納税管理人の届出をお願いします。

◎地方税共通納税システムによる電子納入

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納入はｅＬＴＡＸが便利です！

・金融機関の窓口に出向くことなく、パソコン等で電子納入ができます。
・事前に登録した金融機関の口座を指定して直接納付する※「ダイレクト納付」ができます。
・複数の自治体に一括して納入できます。
・納付先の自治体の指定金融機関でない金融機関からも納入できます。

※「ダイレクト納付」とは、事前に登録した金融機関口座を指定して、直接税金を納付する方式です。インターネットバンキングの契約が不要で、代理人に依頼して納税することもできます。また、納付期日を指定する場合にも便利です。

◎給与支払報告書の提出について

給与支払報告書等の eLTAX 又は光ディスク等による提出義務基準が引き下げられました！

令和７年１月以後提出する給与支払報告書については、令和５年１月における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が 100 枚以上であるときは、eLTAX または光ディスク等による提出が義務づけられています。

eLTAXに関する詳細は、eLTAXホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp）をご覧ください。

eLTAX 地方税ポータルシステム　検索

◎特別徴収納入書訂正（金額変更）について

先に送付している納入書の領収証書・納入書・納入済通知書には当初の税額が印字されておりますので、記入例を参考にして訂正してください。

1. 金額に変更があった場合

和歌山県岩出市　個人市民税／個人県民税／森林環境税　領収証書　㊞

市区町村コード	口座番号	加入者名
302091	00950-0-960307	岩出市会計管理者

年月分	指定番号	納入金額(1)
令和0612	055555555	~~123,000~~ 円

納入金額(2)	
給与分（一括徴収分を含む）	456000
退職所得分	
延滞金	
督促手数料	
合計額	456000

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

納期限　令和７年１月10日

（特別徴収義務者）
住所　〒649-6235
（所在地）　和歌山県岩出市西野209
氏名（名称）　○○株式会社　様

領収日付印

上記のとおり領収しました。　（納入者保管）

印字されている金額を――線で消す

変更後の給与分金額を記入

2. 退職手当等にかかる市民税・県民税の納入がある場合

和歌山県岩出市　個人市民税／個人県民税／森林環境税　領収証書　㊞

市区町村コード	口座番号	加入者名
302091	00950-0-960307	岩出市会計管理者

年月分	指定番号	納入金額(1)
令和0608	055555555	123,000 円

納入金額(2)	
給与分（一括徴収分を含む）	
退職所得分	136000
延滞金	
督促手数料	
合計額	259000

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

納期限　令和６年９月10日

（特別徴収義務者）
住所　〒649-6235
（所在地）　和歌山県岩出市西野209
氏名（名称）　○○株式会社　様

領収日付印

上記のとおり領収しました。　（納入者保管）

退職所得分（退職手当支払の分離課税の所得割の金額）を記入

給与分と退職所得分の合計額を記入

市民税・県民税
納入申告書

岩出市長殿　（受付印）

令和6年9月2日提出

令和6年8月分	人員	1人
退職手当等支払金額		1422363200
特別徴収税額	市民税	816000
	県民税	544000

（特別徴収義務者）住所（所在地）　〒649-6235
和歌山県岩出市西野209
氏名（名称）　○○株式会社
法人番号又は個人番号　△△△△△△△△△△△△△

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

備考（退職者等の氏名及び勤続年数）
岩出花子　25年

法人番号を記入
※個人事業主の場合は、納入書裏面の納入申告書には番号を記載せずに、別途市役所まで郵送等により提出してください。

該当者の氏名及び勤続年数を記入

◎納　入　場　所

●岩出市役所

●下記金融機関（50 音順）

市内の場合（下記の各支店）	市　外　の　場　合
・きのくに信用金庫 ・紀の里農業協同組合 ・紀陽銀行 ・近畿労働金庫 ・南都銀行 ・郵便局	・池田泉州銀行和歌山支店 ・紀の里農業協同組合本支店 ・紀陽銀行本・支店 ・ゆうちょ銀行又は郵便局

※上記以外の金融機関での納入には、手数料がかかる場合があります。

郵便局の指定について

特別徴収義務者が特別徴収税額の納入に近畿２府４県以外の郵便局を利用される場合は、その郵便局を岩出市が指定しなければなりませんので、右の「郵便局指定通知書」に利用される郵便局名を記入のうえ、納入の際その郵便局へ提出してください。

●地方税共通納税システムによる電子納入(P.10)

郵便局指定通知書

郵便局 様

貴局を地方税法第 321 条の５第４項の規定に基づき、当市の市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納入取扱局に指定しましたので通知いたします。

年　　月　　日

岩 出 市 長
（公印省略）

口 座 番 号　00950 － 0 － 960307
加入者の名称　岩出市会計管理者
取りまとめ局　大阪貯金事務センター（〒539－8794）

◎給与所得者異動届出書の記載のしかた

退職や転勤した納税義務者の氏名を書いてください。

退職や転勤した納税義務者の生年月日を書いてください。

退職や転勤した納税義務者の個人番号を書いてください。

退職や転勤した納税義務者の令和６年１月１日現在の住所を書いてください。

退職などにより住所を変更されたときは、その新しい住所を書いてください。なお、不明のときは本籍地を書いてください。

給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収（特別徴収で納入）する場合は該当番号を記入してください。

一括徴収しない場合はその理由について該当番号を記入してください。

税額通知書を通知してから最終の徴収月までの月と、その徴収した税額を書いてください。

税額通知書の左上の欄にある指定番号を書いてください。

税額通知書の左上の欄にある宛名番号を書いてください。

特別徴収することができなくなった事由の番号を記入してください。

一括徴収した税額を何月分で納入するか書いてください。

給与の支払を受けなくなった年月日を書いてください。

年税額から徴収税額を差引いた税額を書いてください。

納税義務者が転勤等された場合で引き続き新しい勤務先で特別徴収を行うよう連絡済のときは、毎月徴収する金額と徴収する最初の月を書いてください。

転勤等により新しい勤務先へ行かれる場合は、その名称及び所在地を書いてください。

婚姻などで姓が変わった場合に書いてください。

税額通知書に記載された年税額を書いてください。

一括徴収する税額（未徴収税額と同額）を書いてください。

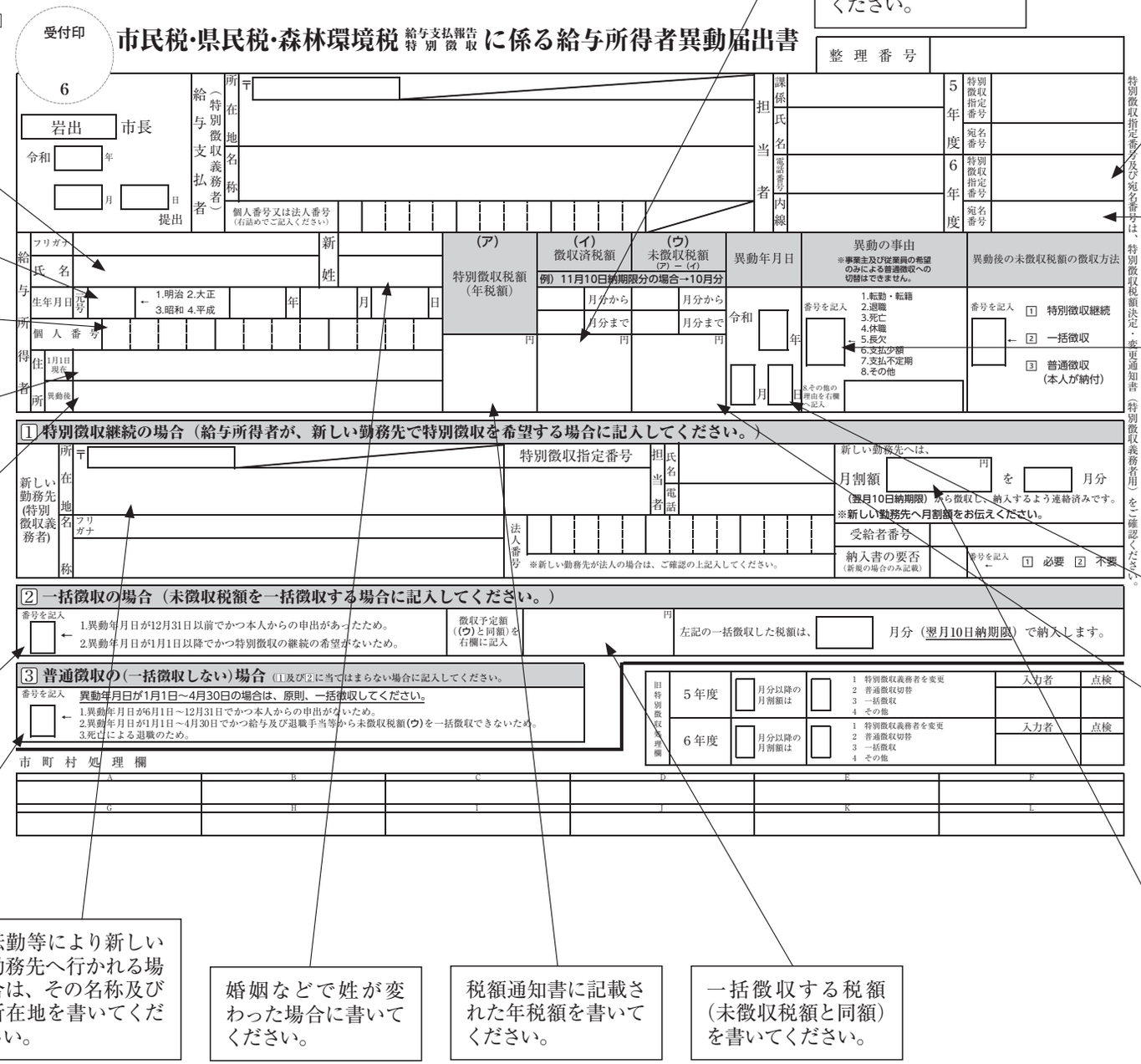

◎記 載 注 意

1．この届出書は、給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までに、それぞれ関係市区町村（給与所得者が令和６年１月１日現在居住していた市区町村）へ提出してください。

2．太線で囲んでいる部分についてのみ記載してください。

3．「一括徴収」に関する記載は、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。

・一括徴収する場合・・・・その理由について該当番号を記入し、「徴収予定額」欄等に所要事項を記載してください。

・一括徴収しない場合・・・・その理由について該当番号を記入してください。

◎転勤の場合

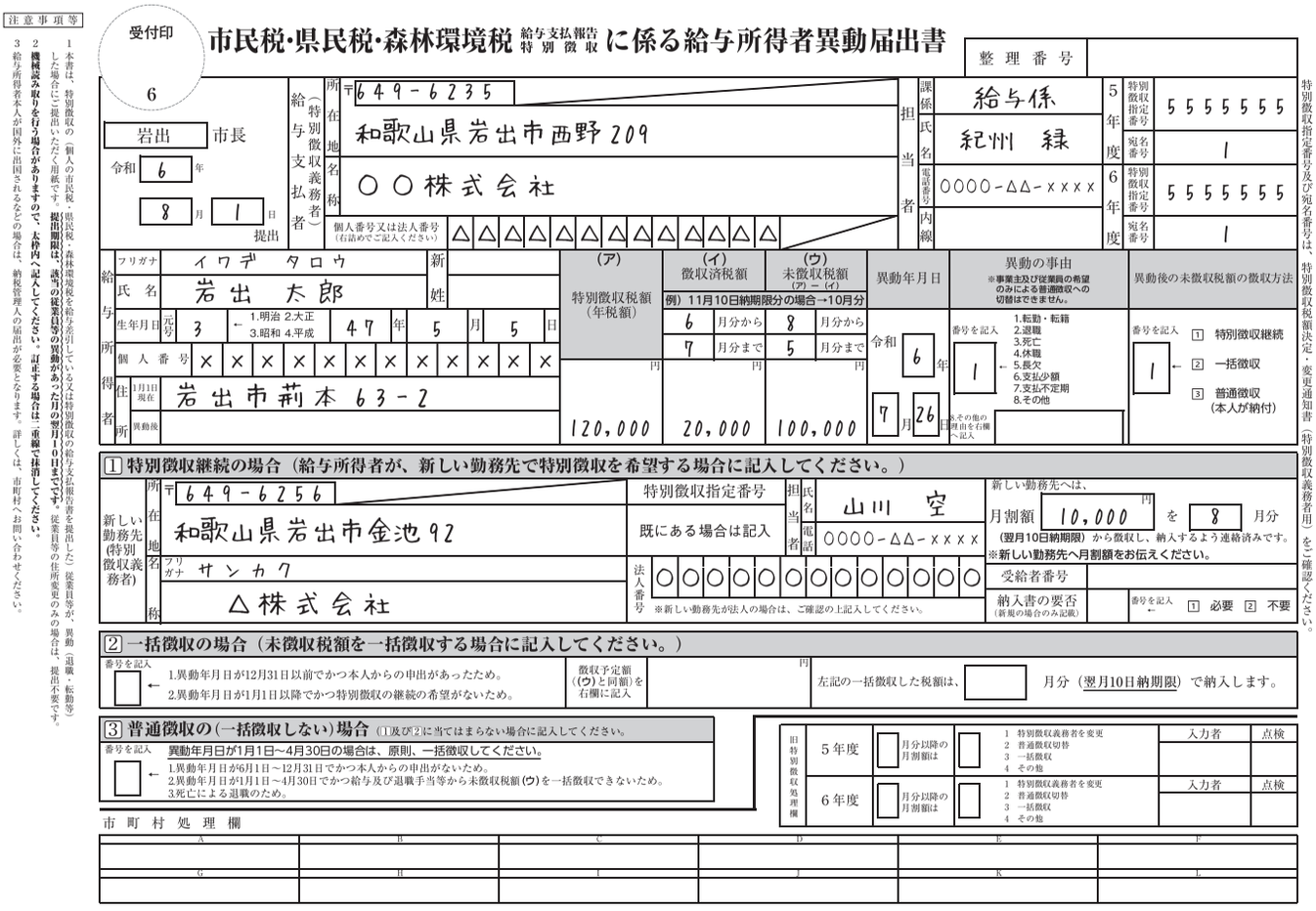

注意事項等
1 本書は、特別徴収の（個人の市民税・県民税・森林環境税を給与から差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合に、ご提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は、二重線で抹消してください。
3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印 6

市民税・県民税・森林環境税 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

整理番号

岩出 市長
令和 6 年 8 月 1 日 提出

給与支払者（特別徴収義務者）
所在地名称：〒649-6235 和歌山県岩出市西野209 ○○株式会社
個人番号又は法人番号（右詰めでご記入ください）：△△△△△△△△△△△△△

担当者：課係 給与係／氏名 紀州 緑／電話番号 内線 0000-ΔΔ-××××

5年度 特別徴収指定番号 5555555 宛名番号 1
6年度 特別徴収指定番号 5555555 宛名番号 1

給与所得者：フリガナ イワデ タロウ／氏名 岩出 太郎／新姓／生年月日 元号 3（1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成）47年5月5日／個人番号 ××××××××××××／住所 1月1日現在 岩出市荊本63-2／異動後

(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)
円	例）11月10日納期限分の場合→10月分	
120,000	6 月分から	8 月分から
	7 月分まで	5 月分まで
	円 20,000	円 100,000

異動年月日：令和 6 年 7 月 26 日
異動の事由（※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。）：番号を記入 1（1.転勤・転籍 2.退職 3.死亡 4.休職 5.長欠 6.支払少額 7.支払不定期 8.その他）／上記の他の理由を右欄へ記入
異動後の未徴収税額の徴収方法：番号を記入 1（1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収（本人が納付））

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）
所在地名称：〒649-6256 和歌山県岩出市金池92 △株式会社（フリガナ サンカク）
特別徴収指定番号：既にある場合は記入
担当者：氏名 山川 空／電話 0000-ΔΔ-××××
法人番号：○○○○○○○○○○○○○ ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。
新しい勤務先へは、月割額 10,000 円 を 8 月分（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
受給者番号：
納入書の要否（新規の場合のみ記載）：番号を記入 1 必要 2 不要

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入：1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。
徴収予定額（(ウ)と同額）を右欄に記入：円
左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納期限）で納入します。

3 普通徴収の（一括徴収しない）場合（1及び2に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入：異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1.異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2.異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3.死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄

				入力者	点検
5年度	月分以降の月割額は		1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他		
6年度	月分以降の月割額は		1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他		

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

◎退職で一括徴収の場合

注意事項等
1 本書は、特別徴収の（個人の市民税・県民税・森林環境税を給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。**提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。**
2 **機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は、二重線で抹消してください。**
3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印 6

市民税・県民税・森林環境税 給与支払報告特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

整理番号

岩出 市長
令和 7 年 2 月 5 日 提出

給与支払者（特別徴収義務者）
所在地名称：〒649-6235 和歌山県岩出市西野209 ○○株式会社
個人番号又は法人番号（右詰めでご記入ください）：△△△△△△△△△△△△△

担当者：課係氏名 給与係 紀州 緑／電話番号 内線 0000-ΔΔ-××××

5年度 特別徴収指定番号 5555555 / 宛名番号 2
6年度 特別徴収指定番号 5555555 / 宛名番号 2

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

給与所得者
フリガナ イワデ ハナコ / 氏名 岩出 花子 / 新姓 ワカ 和歌
生年月日 元号 3（1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成） 49年 3月 3日
個人番号 ××××××××××××
住所 1月1日現在 岩出市荊本63-2 / 異動後 アメリカ

(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。	異動後の未徴収税額の徴収方法
円 120,000	例）11月10日納期限分の場合→10月分 6 月分から 1 月分まで 円 80,000	2 月分から 5 月分まで 円 40,000	令和 7 年 1 月 29 日	番号を記入 2 ← 1.転勤・転籍 2.退職 3.死亡 4.休職 5.長欠 6.支払少額 7.支払不定期 8.その他 ※その他の異動事由を右欄へ記入	番号を記入 2 ← 1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収（本人が納付）

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）
所在地：〒
名称：フリガナ
特別徴収指定番号（既にある場合は記入）
担当者：氏名 / 電話
法人番号 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。

新しい勤務先へは、
月割額 円 を 月分
（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
受給者番号
納入書の要否（新規の場合のみ記載） 番号を記入 ← 1 必要 2 不要

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 2 ←
1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。
2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定額（(ウ)と同額）を右欄に記入：円 40,000
左記の一括徴収した税額は、2 月分（翌月10日納期限）で納入します。

3 普通徴収の（一括徴収しない）場合（1及び2に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 ←
異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1.異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2.異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3.死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄

			入力者	点検
5年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他		
6年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他		

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

◎退職で普通徴収へ切り替える場合

注意事項等
1 本書は、特別徴収の（個人の市民税・県民税・森林環境税を給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。**提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。**
2 **機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は、二重線で抹消してください。**
3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印 6

市民税・県民税・森林環境税 給与支払報告特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

整理番号

岩出 市長
令和 7 年 1 月 6 日 提出

給与支払者（特別徴収義務者）
所在地名称：〒649-6235 和歌山県岩出市西野209 ○○株式会社
個人番号又は法人番号（右詰めでご記入ください）：△△△△△△△△△△△△△

担当者：課係氏名 給与係 紀州 緑／電話番号 内線 0000-ΔΔ-××××

5年度 特別徴収指定番号 5555555 / 宛名番号 3
6年度 特別徴収指定番号 5555555 / 宛名番号 3

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

給与所得者
フリガナ イワデ ハジメ / 氏名 岩出 一 / 新姓
生年月日 元号 3（1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成） 30年 1月 1日
個人番号 ××××××××××××
住所 1月1日現在 岩出市荊本63-2 / 異動後

(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。	異動後の未徴収税額の徴収方法
円 120,000	例）11月10日納期限分の場合→10月分 6 月分から 12 月分まで 円 70,000	1 月分から 5 月分まで 円 50,000	令和 6 年 12 月 18 日	番号を記入 2 ← 1.転勤・転籍 2.退職 3.死亡 4.休職 5.長欠 6.支払少額 7.支払不定期 8.その他 ※その他の異動事由を右欄へ記入	番号を記入 3 ← 1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収（本人が納付）

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）
所在地：〒
名称：フリガナ
特別徴収指定番号
担当者：氏名 / 電話
法人番号 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。

新しい勤務先へは、
月割額 円 を 月分
（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
受給者番号
納入書の要否（新規の場合のみ記載） 番号を記入 ← 1 必要 2 不要

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 ←
1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。
2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定額（(ウ)と同額）を右欄に記入：円
左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納期限）で納入します。

3 普通徴収の（一括徴収しない）場合（1及び2に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 1 ←
異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1.異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2.異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3.死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄

			入力者	点検
5年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他		
6年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他		

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

◎特別徴収切替届出（依頼）書の記載のしかた

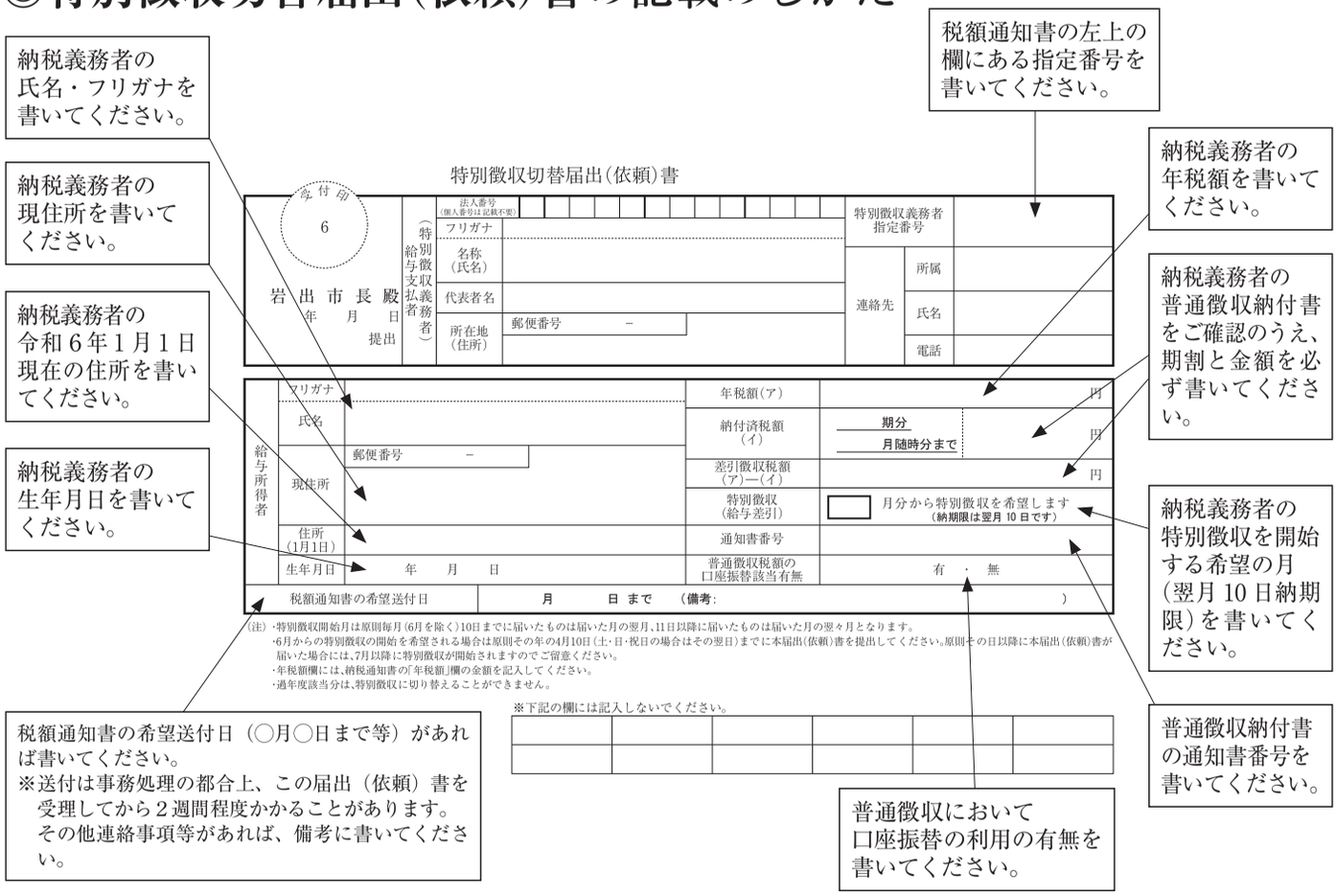

（注）・特別徴収開始月は原則毎月（6月を除く）10日までに届いたものは届いた月の翌月、11日以降に届いたものは届いた月の翌々月となります。
・6月からの特別徴収の開始を希望される場合は原則その年の4月10日（土・日・祝日の場合はその翌日）までに本届出（依頼）書を提出してください。原則その日以降に本届出（依頼）書が届いた場合には、7月以降に特別徴収が開始されますのでご留意ください。
・年税額欄には、納税通知書の「年税額」欄の金額を記入してください。
・過年度該当分は、特別徴収に切り替えることができません。

◎記 載 例

特別徴収切替届出（依頼）書

受付印 6 岩出市長殿 令和6年 8月 9日 提出	（特別徴収義務者）	法人番号（個人番号は記載不要）	△△△△△△△△△△△△△	特別徴収義務者指定番号	5555555
		フリガナ	○ ○	連絡先 所属	税務課給与係
		名称（氏名）	○ ○ 株式会社	連絡先 氏名	紀州 緑
		代表者名	和歌山 太郎	連絡先 電話	○○○○-△△-××××
		所在地（住所）	郵便番号 649-6235 和歌山県岩出市西野209		

給与所得者	フリガナ	イワデ ジロウ	年税額（ア）	120,000 円
	氏名	岩出 次郎	納付済税額（イ）	2 期分 月随時分まで 60,000 円
	現住所	郵便番号 649-6232 岩出市荊本63-2	差引徴収税額（ア）—（イ）	60,000 円
			特別徴収（給与差引）	9 月分から特別徴収を希望します（納期限は翌月10日です）
	住所（1月1日）	同 上	通知書番号	12345
	生年月日	S45 年 3月 3日	普通徴収税額の口座振替該当有無	有 ・ (無)
税額通知書の希望送付日		8月 28日まで （備考：）		

（注）・特別徴収開始月は原則毎月（6月を除く）10日までに届いたものは届いた月の翌月、11日以降に届いたものは届いた月の翌々月となります。
・6月からの特別徴収の開始を希望される場合は原則その年の4月10日（土・日・祝日の場合はその翌日）までに本届出（依頼）書を提出してください。原則その日以降に本届出（依頼）書が届いた場合には、7月以降に特別徴収が開始されますのでご留意ください。
・年税額欄には、納税通知書の「年税額」欄の金額を記入してください。
・過年度該当分は、特別徴収に切り替えることができません。

※下記の欄には記入しないでください。

※特別徴収に関する届出書類については、納入書を除き岩出市ウェブサイト(https://www.city.iwade.lg.jp/) からダウンロードして、ご利用いただくことができます。

岩出市　ウェブサイト　検索

アクセス方法：「トップページ」
↓
「申請書ダウンロード」
↓
「税務課」の順にお進みください。

注意事項等

1 本書は、特別徴収の（個人の市民税・県民税・森林環境税を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。**提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。**従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。

2 **機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。**

3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

6

市民税・県民税・森林環境税 給与支払報告特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

整理番号

岩出 市長

令和 年 月 日 提出

給与支払者（特別徴収義務者）
所在地 〒
名称
個人番号又は法人番号（右詰めでご記入ください）

担当者 課係 氏名 電話番号 内線

5年度 特別徴収指定番号 宛名番号
6年度 特別徴収指定番号 宛名番号

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

給与所得者
フリガナ 氏名 新姓
生年月日 元号 ← 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 年 月 日
個人番号
住所 1月1日現在 異動後

(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。	異動後の未徴収税額の徴収方法
	例）11月10日納期限分の場合→10月分				
円	月分から 月分まで	月分から 月分まで	令和 年 月 日	番号を記入 ← 1.転勤・転籍 2.退職 3.死亡 4.休職 5.長欠 6.支払少額 7.支払不定期 8.その他	番号を記入 ← 1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収（本人が納付）
	円	円		8.その他の理由を右欄へ記入	

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先(特別徴収義務者)
所在地 〒
名称 フリガナ

特別徴収指定番号
担当者 氏名 電話
法人番号
※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。

新しい勤務先へは、
月割額 円 を 月分
（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

受給者番号
納入書の要否（新規の場合のみ記載） 番号を記入 ← 1 必要 2 不要

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 ←
1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。
2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定額（(ウ)と同額）を右欄に記入 円

左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納期限）で納入します。

3 普通徴収の（一括徴収しない）場合 （1及び2に当てはまらない場合に記入してください。

番号を記入 ←
異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1.異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2.異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3.死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄				入力者	点検
5年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他			
6年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検	

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

注意事項等

1 本書は、特別徴収の（個人の市民税・県民税・森林環境税を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。**提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。**従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。

2 **機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。**

3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

6

市民税・県民税・森林環境税 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

整理番号

岩出 市長

令和 年 月 日 提出

給与支払者（特別徴収義務者）
所在地 〒
名称
個人番号又は法人番号（右詰めでご記入ください）

担当者 課係 氏名 電話番号 内線

5年度 特別徴収指定番号 宛名番号
6年度 特別徴収指定番号 宛名番号

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

給与所得者
フリガナ 新姓
氏名
生年月日 元号 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 年 月 日
個人番号
住所 1月1日現在 異動後

(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。	異動後の未徴収税額の徴収方法
	例）11月10日納期限分の場合→10月分				
円	月分から 月分まで	月分から 月分まで	令和 年 月 日	番号を記入 ← 1.転勤・転籍 2.退職 3.死亡 4.休職 5.長欠 6.支払少額 7.支払不定期 8.その他	番号を記入 ← 1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収（本人が納付）
円	円	円		8.その他の理由を右欄へ記入	

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先(特別徴収義務者)
所在地 〒
名称 フリガナ

特別徴収指定番号
担当者 氏名 電話
法人番号
※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。

新しい勤務先へは、
月割額 円 を 月分
（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

受給者番号
納入書の要否（新規の場合のみ記載） 番号を記入 ← 1 必要 2 不要

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 ←
1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。
2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定額（(ウ)と同額）を右欄に記入 円

左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納期限）で納入します。

3 普通徴収の（一括徴収しない）場合 （1及び2に当てはまらない場合に記入してください。

番号を記入 ←
異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1.異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2.異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3.死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄				入力者	点検
5年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他			
6年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検	

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

注意事項等

1 本書は、特別徴収の（個人の市民税・県民税・森林環境税を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。**提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。**従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。

2 **機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。**

3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

6

市民税・県民税・森林環境税 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

整理番号

岩出 市長

令和 年 月 日 提出

給与支払者（特別徴収義務者）
所在地 〒
名称
個人番号又は法人番号（右詰めでご記入ください）

担当者 課係 氏名 電話番号 内線

5年度 特別徴収指定番号 宛名番号
6年度 特別徴収指定番号 宛名番号

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

給与所得者
フリガナ 新姓
氏名
生年月日 元号 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 年 月 日
個人番号
住所 1月1日現在 異動後

(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。	異動後の未徴収税額の徴収方法
	例）11月10日納期限分の場合→10月分				
円	月分から 月分まで	月分から 月分まで	令和 年 月 日	番号を記入 ← 1.転勤・転籍 2.退職 3.死亡 4.休職 5.長欠 6.支払少額 7.支払不定期 8.その他	番号を記入 ← 1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収（本人が納付）
円	円	円		8.その他の理由を右欄へ記入	

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先(特別徴収義務者)
所在地 〒
名称 フリガナ

特別徴収指定番号
担当者 氏名 電話
法人番号
※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。

新しい勤務先へは、
月割額 円 を 月分
（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

受給者番号
納入書の要否（新規の場合のみ記載） 番号を記入 ← 1 必要 2 不要

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 ←
1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。
2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定額（(ウ)と同額）を右欄に記入 円

左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納期限）で納入します。

3 普通徴収の（一括徴収しない）場合 （1及び2に当てはまらない場合に記入してください。

番号を記入 ←
異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1.異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2.異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3.死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄				入力者	点検
5年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他			
6年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検	

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

特別徴収切替届出（依頼）書

受付印 （あて先） 岩出市長　殿 年　月　日 提出	（特別徴収義務者）給与支払者	法人番号 （個人番号は記載不要）			特別徴収義務者指定番号	
		フリガナ			連絡先	所属
		名称 （氏名）				氏名
		代表者名				電話
		所在地 （住所）	郵便番号　－			

給与所得者	フリガナ		年税額　（ア）	円	
	氏名		納付済税額 （イ）	期分 月随時分まで	円
	現住所	郵便番号　－	差引徴収税額 （ア）－（イ）	円	
			特別徴収 （給与差引）	□ 月分から特別徴収を希望します （納期限は翌月10日です）	
	住所 （1月1日）		台帳番号・通知書番号等 （市町村によって名称が異なります）		
	生年月日	年　月　日	普通徴収税額の口座振替該当有無	有　・　無	
税額通知書の希望送付日		月　日まで　（備考：			）

（注）・特別徴収開始月は原則毎月（6月を除く）10日までに届いたものは届いた月の翌月、11日以降に届いたものは届いた月の翌々月となります。
・6月からの特別徴収の開始を希望される場合は、原則その年の4月10日（土・日・祝日の場合はその翌日）までに本届出（依頼）書を提出してください。原則その日以降に本届出（依頼）書が届いた場合には、7月以降に特別徴収が開始されますのでご留意ください。
・年税額欄には、納税通知書の「年税額」欄の金額を記入してください。
・過年度該当分は、特別徴収に切り替えることができません。

※下記の欄には記入しないでください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

特別徴収義務者指定番号	
法　人　番　号	

◎変更があった場合には、速やかに提出してください。

年　月　日 岩出市長殿	特別徴収義務者	所在地		担当者	係	
		名称			氏名	
					電話	

	変　更　前	変　更　後	
フリガナ			
所在地	㊡　－	㊡　－	
フリガナ			
名称			
法人番号			
書類送付先	㊡　－	㊡　－	
電話			
変更理由	1. 名称変更 2. 所在地変更 3. 合併（　　）←合併する事業所名を記入 4. その他（　　）	変更年月日	年　月　日

［お願い］・合併・統合により、特別徴収義務者が変更される場合は、給与所得者異動届出書（転勤の場合）も併せて提出してください。
・所在地・名称には誤読をさけるために必ずフリガナをつけてください。
・所在地・名称の変更した納入書はお送りしておりませんので、変更前の納入書をそのまま使用してください。

退職所得の明細書

岩出市長　殿 年　月　日	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地（住所）		担当者	係	
		名称（氏名）			氏名	
					電話	

年　月分	納入年月日	人員	納入金額	指定番号
	年　月　日	人	円	

氏名	住所	支払金額	市民税	県民税	勤続年数	退職年月日
	岩出市					年　月　日
	岩出市					年　月　日
	岩出市					年　月　日
	岩出市					年　月　日
	岩出市					年　月　日

※納入書裏面の納入申告書にも必要事項を記入してください。

受付印

6

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

（　　年　　月　　日　提出）

岩出市長殿

①給与支払者（特別徴収義務者）	法人番号（個人番号は記載不要）		
	名　称（氏　名）		
	所在地（住　所）		
連絡先	②特別徴収義務者指定番号		
	③担当者の所属・氏名		
	④電話番号		

地方税法第321条の5の2（法第328条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。

⑤ 特例の適用を受けようとする税額　　年　　月分（　　月　　日納期限分）以降の特別徴収税額（給与所得及び退職所得）

⑥ 申請の日前6ヶ月間の各月の給与の支払いを受ける者の人数及び各月の支払い金額（※提出する市町村以外の者を含めて記入してください。）

年　月	常時勤務者	臨時勤務者	年　月	常時勤務者	臨時勤務者
年　月	円　人	円　人	年　月	円　人	円　人
年　月	円　人	円　人	年　月	円　人	円　人
年　月	円　人	円　人	年　月	円　人	円　人

⑦ (1)最近において市税の納付又は納入の遅延の事実がある場合においてそれがやむを得ない理由によるものであるときはその理由の詳細
(2)申請の日前1年以内に納期の特例について、その承認を取り消しされたことがある場合には、その年月日

※記入しないでください。

処理区分	却下の理由
承　認	
却　下	

承認通知書発送年月日：　　受付番号

（注）常時10人未満でなくなった場合には遅滞なくその旨を届け出てください。